

陳情書

糸魚川市議会議長 古畑浩一様

令和8年6月5日

陳情者

糸魚川市 小滝 2957

渡辺 秀彦

件名

「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情

陳情の要旨

令和7年12月18日、市議会で辞職勧告が決議されました。しかし、勧告を受けた本人は議員活動の継続を表明し、辞職を否定しています。この決議は、市政における唯一の議決機関として「市議会が全会一致で示した意思表示」であり、非常に重い意味を持ちます。この「意思表示」を、政治倫理が欠如した一人の議員の独断で、無駄にしていると思いません。

本人の正しい決断と自分の非行に対する自覚を促し、事実関係を明らかにするため「市議会政治倫理規則」に基づき『政治倫理審査委員会設置の決議』と再度の『辞職勧告決議』を求めます。

陳情の理由と経緯

1. 政治倫理審査委員会設置の効果

政治倫理審査委員会で調査が終了し報告書が提出されると、議長による措置が行われます。ここで、「議長」による「辞職勧告」があれば、市議会と議長からの「辞職勧告」がそろいます。近藤議員による政治倫理規則に違反する行為は、明白かつ悪質なので、毅然とした対応が必要です。

2. 条例及び地方自治法から判断する事件の性質

「職務中に、①公然と嘘をつき退席した ②議案の審議を途中で放棄した」という行動は、市議会議員として決して許されるものではなく、弁明の余地はありません。市議会基本条例22条の1、市議会会議規則154条、政治倫理規則3条1の1と3条の2、それぞれに違反しています。また、地方自治法89条が示す議員の役割と責任を否定する行為です。条例と法律を遵守できない人間が、糸魚川市議会の一員でいいのでしょうか。



3. 再度の辞職勧告決議

他の自治体では数多く見られることであり、「市議会の意思表示」を無視するのであれば、当然二度目、三度目の決議をするべきです。市議会として一貫性のある対応をしなければ市民の信頼を失うだけです。また、その時々で判断が変わってしまうとダブルスタンダードとなり、判断の基準が分からなくなります。市議会における「一貫性のある判断」は、変えてはいけません。再度の「辞職勧告」を決議してください。

4. リコール運動の可能性

本人が辞職勧告を受け入れなければ、市民によるリコール運動が起きるかもしれません。しかし、まずは市議会が、二度目三度目の「辞職勧告決議」を続けることが必要です。12月市議会で全会一致だった決議案が、なぜ3月市議会では提出されなかったのでしょうか。一般市民は理解できません。「忘年会」に出席したのは近藤議員だけなのか、同席した他の議員がいたのかどうかも、明らかにするべきです。

5. 「陳情」の取り扱い

本件陳情は「決議」を求めるものです。よって、「請願」と同様の取り扱いとなります。6月市議会の議題の一つとして、しっかりと議論してください。

添付書類

- ①3月16日付陳情書(提出済)
- ②市議会の概要・令和7年パンフレット
- ③地方自治法89条・改正のポイント

関連法規

- ①市議会基本条例
- ②市議会会議規則
- ③市議会政治倫理規則
- ④市議会委員会条例
- ⑤地方自治法

以上

(添付 No.1)

陳情書 (湖に提出済)

糸魚川市議会議長 古畑浩一様

令和8年3月15日
陳情者 渡辺秀彦
糸魚川市小滝 2957

件名

「市議会政治倫理審査委員会」の設置を求める陳情

陳情の要旨

令和7年12月18日、市議会で辞職勧告が決議されました。しかし、勧告を受けた本人は議員活動の継続を表明し、辞職を否定しています。この決議は、市政における唯一の議決機関として、「市議会が示した意思表示」であり、非常に重い意味を持ちます。この「意思表示」を、政治倫理が欠如した一人の議員の独断で、無駄にすることはできません。「市議会政治倫理規則」に基づき『政治倫理審査委員会』の設置を求めます。

陳情の理由と経緯

この度、問題視された近藤議員の行動は、地方自治法に照らせば「除名」という懲罰まであり得たかもしれません。しかし、懲罰動議が出せなかったため「懲罰特別委員会」が設置されなかった、ということではないのでしょうか。

12月の常任委員会当日に、近藤議員による虚偽の退席説明を、すぐに嘘だと認識できなかったのであれば、3日以内に懲罰動議が出せなかったのは無理もないことです。そしてその後、辞職勧告決議案が出されたのは、当然の流れでしょう。

辞職勧告に強制力が無いのは周知の事実ですが、糸魚川市議会の意思表示の重さを客観的に受け止め、出处進退を正しく判断する良識がなければ、市議会議員として不適格と言わざるをえません。

議員は公人であり、付託を受けた市民の代理人です。その議員が職務中に、①公然と嘘をつき退席した、②議案の審議を途中で放棄した、ということが事件の本質です。事実なら、弁解の余地はありません。『初心にかえって』済む話しではなく、「一般質問」さえしない議員のその態度は、市民の代理人ですらありません。

市議会の尊厳を守り、市議会議員の品位と名誉を汚さぬように、また、一般市民からの信頼をなくさぬように、糸魚川市議会として積極的な行動が必要です。

陳情の詳細

1. 条例及び規則から見た「事件」の性質について

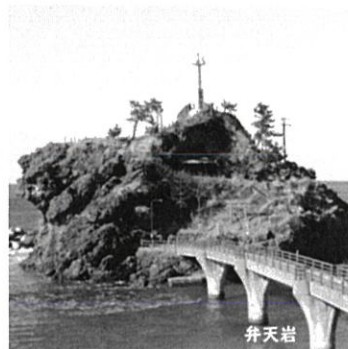
(添付 No2-1)

糸魚川市議会の概要

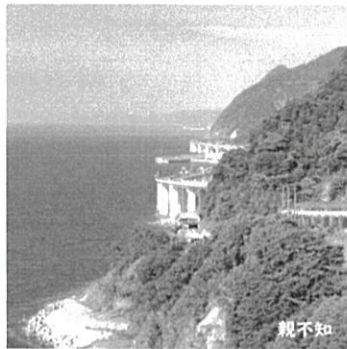
令和7年度



ヒーリングガーデンたかなみ



弁天岩



親不知

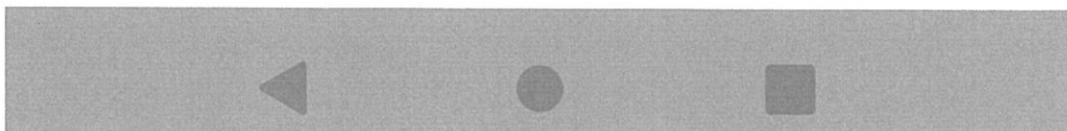


フタバグランド

新潟県糸魚川市議会事務局
〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号
TEL 025-552-1511 FAX 025-552-8479
URL <https://www.city.itoigawa.lg.jp/>
E-mail gikai@city.itoigawa.lg.jp



糸魚川市議会ホームページ



特別委員会を設置し、付託する。

⑤ 請願・陳情の審査

受理期限…原則として定例会初日の8日前まで

審査方法

請 願	常任委員会又は議会運営委員会に付託し、審査後に本会議で採決を行う。
陳 情	①意見書または決議の提出を願意として持参により提出されたものは、 請願と同様の取扱いをする。 ②郵送による陳情は、議員に配付する。

(5) 議員派遣・議員交流

- ・ 上越三市議会議員合同研修会
- ・ 糸魚川・大町二市議会議員連絡協議会
- ・ 糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会
- ・ 糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会
- ・ 糸魚川市・塩尻市議会議員親善交流会

(6) 行政視察の受入状況

- ・ 令和6年度受入実績 20 団体
- ・ 主な視察項目
糸魚川市子ども一貫教育基本方針
糸魚川市健康づくりセンター「はびねす」 など



地方自治法における地方議会の役割、議員の職務等の明確化

令和5(2023)年4月26日、地方自治法改正案が参議院本会議で可決・成立し、地方議会の役割や議員の職務等が地方自治法上で明確化されました(同年5月8日施行)。

地方議会の役割等に係る地方自治法の規定

法改正前

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

法改正後

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。

②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

地方議会に係る憲法の規定

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の(略)議会の議員(略)は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

国会の役割等に係る憲法の規定

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 (略)

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② (略)

住民の地方議会への関心・理解を深め、女性や若者、会社員など多様な人材が参画する活力ある地方議会の実現の契機に！